

TPP協定を担保するための 特許法改正について

平成28年2月12日

特許庁

TPP協定の概要

TPP協定の概要

1. グレースピリオド(猶予期間:12月)の導入を義務付け。
2. 期間補償のための特許権の存続期間の延長制度の導入を義務付け。

TPP協定の条文(グレースピリオド・期間補償のための特許権の存続期間の延長制度の整備)

◆第18.38条(猶予期間)

各締約国は、少なくとも、発明が新規性又は進歩性のあるものであるかどうかの判断に際して用いる公衆に開示された情報について、その開示が次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該情報を考慮に入れない。

- (a) 特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により行われたものであること。
- (b) 当該締約国の領域における出願の日の前十二箇月以内に行われたものであること。

◆第18.46条(不合理な遅延についての特許期間の調整)

- 1 各締約国は、不合理又は不必要な遅延を回避することを目的として、効率的かつ適時に特許出願を処理するため最善の努力を払う。
- 2 締約国は、特許出願人の特許出願の審査を迅速に行うことを当該特許出願人が要請するための手続を定めることができる。
- 3 締約国は、自国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整するための手段を定め、及び特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する。
- 4 この条の規定の適用上、不合理な遅延には、少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。締約国は、そのような遅延の決定において、特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間、特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間及び特許出願人の責めに帰せられる期間を除外することができる。

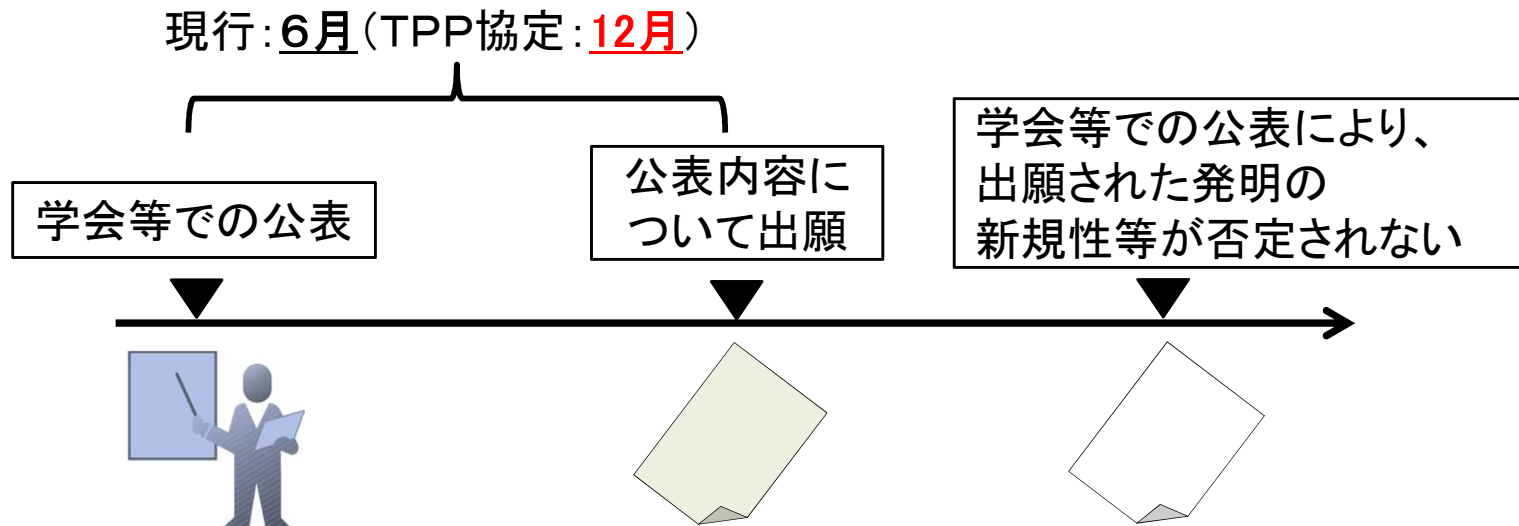
TPP協定の担保の在り方(新規性喪失の例外規定:特許法第30条)

現行の制度(新規性喪失の例外規定)

◆特許法では、特許出願前に既に公表されている発明は、新規性がないものとして権利化することができないのが原則であるところ、公表から6月以内に出願した場合について、例外として救済する措置を規定している。



➤TPP協定の要請を受け、この新規性喪失の例外期間を**現行の6月から12月に延長**し、多様な発明をより適切に保護する。



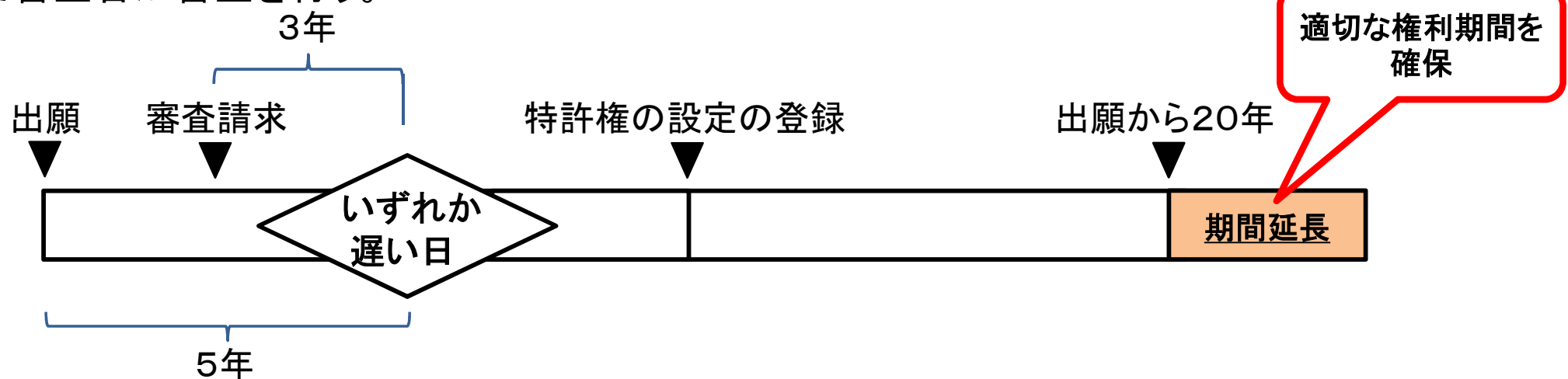
TPP協定の担保の在り方(特許権の存続期間の延長:特許法第67条等)

現行の制度(期間補償のための特許権の存続期間の延長制度)

- ◆我が国の特許法には、期間補償のための特許権の存続期間の延長制度は存在しない。
- ◆特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、権利化までに時間がかかった場合には、その分の権利期間が短くなる。



- TPP協定が要請する「不合理な遅延」の補償のために、**特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合に**、特許権の存続期間の延長ができる制度を設け、適切な権利期間を確保する。
- 延長登録出願により特許権の存続期間を延長することができるとし、当該延長登録出願について審査官が審査を行う。



TPP協定の担保の在り方(特許権の存続期間の延長:特許法第67条等)

TPP協定上の「不合理な遅延」の考え方

TPP協定では、不合理な遅延がある場合には、当該遅延について補償するために特許期間を調整(延長)することが要請されている。

ここで、「不合理な遅延」には「少なくとも、締約国の領域において出願した日から五年又はその出願の審査の請求が行われた後三年のうちいずれか遅い方の時を経過した特許の付与の遅延を含む。」ことが規定されると共に、以下の期間について、遅延の決定において控除することができる旨規定されている。

- (1) 特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間
- (2) 特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間
- (3) 特許出願人の責めに帰せられる期間

※なお、TPP協定の解釈上「特許の付与」については「特許権の効力の発生」を意味することとされている。

➤ TPP協定上、遅延の決定において控除することができる期間の具体的なイメージは以下のとおりである。

- (1) 特許を与える当局による特許出願の処理又は審査の間に生じたものではない期間

例: 拒絶査定不服審判、審決取消訴訟、行政不服審査の期間等

- (2) 特許を与える当局が直接に責めに帰せられない期間、(3) 特許出願人の責めに帰せられる期間

例: 天災等による手続の中止期間、出願人の破産等による手続の中断期間、

補正命令に応答するまでの期間、出願人の申出により手続・審査を保留した期間等

TPP協定の担保の在り方

TPP協定を担保するための特許法改正の方向性 — まとめ —

- 新規性喪失の例外規定について
発明の新規性喪失の例外期間(グレースピリオド)について、現行の公表等から**6月を12月**に延長する。
- 期間補償のための特許権の存続期間の延長制度について
 - 特許権の存続期間について、特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日(以下「基準日」という。)以後に、特許権の設定の登録があった場合に、**出願により延長することを可能とする。**
 - 延長が可能な期間は、基準日から特許権の設定の登録の日までに相当する期間から、特許庁の責めに帰さない理由により経過した期間及び審判・裁判の期間等の特許出願に係る手続や審査に要した期間以外の期間を控除した期間とする。
 - 存続期間の延長登録に対する無効審判制度その他所要の制度を整備する。

TPP協定の効果

TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、多様な発明についての特許権の取得と適切な権利期間を確保する制度が整備されることにより、我が国企業等の産業財産権の保護と利用が促進され、更なる海外事業展開が促進される。

参考資料

参考資料1. 現行の特許法(法改正関連箇所)の規定について

参考資料2. 総合的なTPP関連政策大綱

参考資料1. 現行の特許法(法改正関連箇所)の規定について

	現行の新規性喪失の例外規定の内容
特許法 第30条	<p>(発明の新規性の喪失の例外)</p> <p>1 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。</p> <p>2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った発明(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたものを除く。)も、その該当するに至った日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面(次項において「証明書」という。)を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。</p>
	現行の特許権の存続期間の延長登録制度の内容
特許法 第67条	<p>(存続期間)</p> <p>1 特許権の存続期間は、特許出願の日から二十年をもつて終了する。</p> <p>2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。</p>

* TPP協定が要請する「不合理な遅延」を補償するための特許権の存続期間の延長制度は、現行の特許法には存在しない。

TPP総合対策本部「総合的なTPP関連政策大綱」抜粋

II TPP関連政策の目標 3 分野別施策展開 (3) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

①特許・商標関係

○不合理な遅延に係る特許権期間延長、特許の新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に対する民法の原則を踏まえた法定の損害賠償制度等に関し、所要の措置を講ずる。

(平成27年11月25日 TPP総合対策本部決定)